

# 山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成25年7月定例会

平成25年7月26日

目 次

平成 2 5 年 7 月定例会

7 月 2 6 日（金曜日）

出席議員氏名	1
欠席議員氏名	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第 1 号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	2
副議長の選挙	2
会期の決定	3
会議録署名議員の指名	3
諸報告	4
議案上程（議第 7 号 及び 議第 8 号）	4
提案理由の説明……………広域連合長	4
補足の説明……………事業課長、会計管理者	5
決算審査意見の説明……………代表監査委員職務執行者	1 0
質疑	1 1
討論	1 2
採決	1 2
議案上程（議第 9 号 及び 議第 10 号）	1 2
提案理由の説明……………広域連合長	1 3
補足の説明……………事務局次長、事業課長	1 3
質疑	1 4
討論	1 4
採決	1 4
議案上程（議第 11 号）	1 4
提案理由の説明……………広域連合長	1 5
質疑	1 5
討論	1 5
採決	1 5
議案上程（議第 12 号）	1 5
提案理由の説明……………広域連合長	1 6
質疑	1 6
討論	1 6
採決	1 6
広域連合長あいさつ	1 7
閉会	1 8

○出席議員（16名）

1番	佐藤洋樹	議員	2番	鎌水一美	議員
3番	高橋勝文	議員	4番	浦山文一	議員
5番	菅根光雄	議員	7番	大場勇人	議員
8番	山尾順紀	議員	9番	佐藤忠吉	議員
10番	佐藤誠七	議員	11番	蒲生光男	議員
12番	遠藤榮吉	議員	14番	佐藤征勝	議員
15番	菅井儀一	議員	16番	富樫透	議員

○欠席議員（2名）

6番	佐東貞美	議員	13番	本間正巳	議員
----	------	----	-----	------	----

---

○説明のため出席した者

広域連合長	市川昭男	副広域連合長	安部三十郎
監査委員職務執行者	安達重晴		
事務局長	須藤正博	事務局次長	佐藤浩之
会計管理者	設楽和由	事業課長	長瀬吉徳
総務係長	岡道弘	企画財政係長	木村昌光
資格管理係長	五十嵐智春	給付係長	伊藤直人

---

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	須藤正博	事務局次長（兼務）	佐藤浩之
書記（兼務）	岡道弘	書記	河内亮
書記	猪藤潤		

---

○議事日程第1号

平成25年7月26日（金）午後2時 開議

第1 議席指定

第2 副議長の選挙

第3 会期の決定

第4 会議録署名議員指名

第5 諸報告

- ・例月出納検査報告
- ・定例監査報告

第6 議第7号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

- 第7 議第8号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議第9号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 第9 議第10号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第10 議第11号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について(識見者)
- 第11 議第12号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について(議会議員)
- 

## ○本日の会議に付した事件

(議事日程のとおり)

---

### 午後2時 開議

○議長(蒲生光男君) ただいまから、平成25年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の欠席者は佐東 貞美 議員、本間 正巳 議員です。出席議員は、14名で定足数に達しております。

---

### 日程第1 議席指定

○議長(蒲生光男君) 日程第1 議席の指定を行います。

2月告示の選挙で再選されました佐藤 洋樹 議員と、5月告示の選挙で新しく議員になられた鍮水 一美 議員、再選されました佐藤 忠吉 議員の議席を定めます。会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席を定めます。現在ご着席の席を議席といたします。

---

### 日程第2 副議長の選挙

○議長(蒲生光男君) 続きまして、日程第2 副議長の選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定による選挙となっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によることをご提案申し上げますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することをご提案申し上げます。

すが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、指名の方法については、議長において指名することに決しました。

それでは、山形県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、佐藤 忠吉 議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました佐藤 忠吉 議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、佐藤 忠吉 議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました佐藤 忠吉 議員が議場におられますので、本席から会議規則第 27 条第 2 項の規定による告知をいたします。

副議長に当選されました佐藤 忠吉 議員よりごあいさつがあります。お願いします。

#### 副議長あいさつ

○副議長（佐藤忠吉君） ただいま副議長に推選されました真室川町議会の佐藤 忠吉と申します。皆さんのご指導ご鞭撻のもと、副議長職務を全うしたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。簡単ですが就任のあいさつといたします。ありがとうございます。

---

#### 日程第 3 会期の決定

○議長（蒲生光男君） 続きまして、日程第 3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決定いたしました。

---

#### 日程第 4 会議録署名議員の指名

○議長（蒲生光男君） 続きまして、日程第 4 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 59 条の規定により、議長において指名いたします。

15 番 菅井 儀一 議員、16 番 富樫 透 議員を指名いたします。

## 日程第5 諸報告

○議長（蒲生光男君） 日程第5 諸報告を行います。

監査委員から、平成25年2月から平成25年6月執行の例月出納検査結果が、地方自治法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

また、すでに配布しております文書のとおり、平成25年6月20日に実施した定例監査結果が、地方自治法第199条第9項の規定により報告されております。

以上で報告を終わります。

---

## 日程第6 議第7号 及び 日程第7 議第8号

○議長（蒲生光男君） 次に、日程第6 議第7号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、及び日程第7 議第8号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、関連がありますので一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

## 提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） 議第7号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定及び議第8号 平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由をご説明いたします。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するため提出するものであります。

平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算及び、後期高齢者医療特別会計決算につきまして、その概要をご説明いたします。

はじめに、一般会計の決算から申し上げます。一般会計につきましては、歳入の収入済額合計は、6億8,271万6,928円であり、歳出の支出済額合計は、6億1,499万7,451円となることから、歳入歳出差引額は、6,771万9,477円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算について申し上げます。特別会計につきましては、歳入の収入済額合計は、1,463億7,532万2,729円であり、歳出の支出済額合計は、1,408億1,041万1,811円となることから、歳入歳出差引額は、55億6,491万918円となっております。

また、制度上、療養給付費負担金等の精算が、次年度となることから、繰越金には平成25年度に返還すべき負担金等が含まれておりますことを、ご承知おきいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

決算の内容については、「平成24年度主要な施策の成果報告書」と併せて、事務局よりご説明申し上げます。

○事業課長（長瀬吉徳君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 長瀬事業課長。

○事業課長（長瀬吉徳君） それでは、決算の付属資料でございます、別冊の「平成 24 年度主要な施策の成果報告書」についてご説明申し上げます。

はじめに一般会計と特別会計の決算概要がございますが、この後に説明させていただきます、一般会計と特別会計の決算説明に含まれておりますので省略させていただきます。

次に 3 被保険者の状況について申し上げます。

平成 24 年度末の被保険者数は 19 万 796 人で、前年度より 2,648 人増加しており、山形県の人口に占める割合は、16.56%です。

次に、窓口負担区分による被保険者の状況ですが、窓口で 3 割負担となる現役並み所得者が前年比、89 名減少し、1 割負担となる一般の方々は 1,426 人増加しています。

また、1 割負担の中の、低所得者は 1,311 人増加し、被用者保険の被扶養であった被保険者が 534 人減少しています。

4 保険財政の状況についても、決算で説明させていただきますので省略させていただきます。

次に 5 保険給付事業ですが、特別会計のほとんどを占めております。表の上から療養給付費は入院と外来、療養費は柔整・はり・マッサージなどです。移送費は医師が治療のために必要だと認める場合に限り患者を移送し、その経費を支払うものです。高額療養費は月額限度額以上となった場合の支給です、高額介護合算療養費は高額と介護の合算額が年間限度額以上になった場合に支給しております、葬祭費は被保険者が死亡し、その葬儀を執り行った方に支給しております。平成 23 年度との比較では、一番下の計の欄、増減で 19 億 4,200 万円、1.43%の伸びとなっております。

この表で、伸びが目立ちますのが表の上から 2 番目の高額療養費（現物）でございます。平成 24 年 4 月から低所得者の方々を対象に、外来窓口の一部負担金限度額 8,000 円を超える分は、医療機関窓口で支払わなくても良くなりました。限度額を超えた医療給付費の請求が医療機関から直接広域連合に来ることになりまして、前年度比で 3 億円、9.34%増加しております。

その関連で、表中段の移送費の下に、高額療養費（現金）があります。これは従来通り一旦 1 割・3 割の負担割合で窓口払いし、限度額以上については市町村窓口で申請し、広域連合が申請者の口座に振り込みするものですが、上の現物給付が増加したため年度比較では、相関関係で減少しております。

また、その下に高額療養費（県単）がございますが、県の身障者医療に係るもので、こちらは被保険者が減少傾向にあり、給付も減少しております。

表の下から 3 番目の高額介護・合算療養費ですが、年間の限度額を上回った場合の給付でございます。未申請者に勧奨通知を発送したことにより、給付額が前年度比で 2,200 万円増加しております。

次に平成 24 年度の療養給付費の内訳を載せてございますが、(1)の療養給付費の件数と金額を見ますと、わずか件数では 2.65%の入院が、金額では全体の 46.69%を占めております。通院はし

ましても、入院しなくとも良い被保険者でありつづけていただくこと、健康長寿が医療費抑制には重要でございます。

表の中段に、調剤がございます。調剤は、給付額割合の17.63%を占めております。ジェネリック差額通知事業に取り組んでおりますが、一人当たりの額は平成22年度以降2年連続増加しております。

続きまして、(2)療養費です。療養費の内訳の表がございまして、その中で、上から3番目に柔整療養費がございます。全体の件数では74.14%、給付額では52.09%を占めております。

前年度比では減少しているのが、柔整療養費(接骨)で、増加は、あんまマッサージ、鍼灸でございます。

参考として下の表に一人当たりの年間給付額がございます。平成24年度一人当たり72万3,264円でございます。

下欄に平成23年度の全国並びに東北での順位がございますが、平成24年度についても昨年同様の傾向ではないかと思っております。

次に、(3)審査支払手数料と(4)電算処理手数料ですが、全国の状況などを参考にしながら委託先の国保連合会と手数料について毎年協議を行っております。その結果、1件当たり審査支払手数料は5円、電算処理手数料は2円の減額となりました。前年度比較で件数は増加しましたが額では合わせて1,500万円程の減少となっております。

次に6保健事業ですが、(1)健康診査事業と(2)歯周疾患検診事業を実施しております。

(1)健康診査事業では、平成23年度から健診項目(貧血・眼底・心電図)を増やし、被保険者の健康の保持と増進、糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し、重症化を防止すること等を目的として、県内全市町村に委託して実施しております。目標受診率は22%ですが、3万1,085人が受診し、受診率は17.45%、受診形態は集団検診から個別検診へという流れでございます。その割合は、集団検診が73.15%、個別検診が26.85%となっております。重症化を防ぐためにも受診率の向上に努めたいと思っております。

次に、(2)歯周疾患検診事業につきましては、平成22年度から3年目の事業で、歯の喪失を予防し健康を維持できるように、前年度に75歳に到達した被保険者を対象に、山形県歯科医師会に委託して実施しています。歯周疾患検診の対象者は1万3,795人でございます。受診者数は1,115人で、目標受診率15%で取り組みましたが、受診率は8.08%でございました。

しかしながら、検診のために来院された方々は1,555人で、この中には、即治療などに入ったために受診者としてカウントされなかった方々が440人おります。この事業の効果と考えることのできる来院者を対象者と割りますと、来院率は11.27%でございます。

歯周疾患は成人病や癌並びにアルツハイマーなどの発症と密接な関係があるとも言われており、重要な事業と位置付け取り組んでいきたいと考えております。

次に7医療費適正化事業でございますが、医療費の誤請求や誤払を防止するため(1)レセプト点検事業では、約540万件全てを国保連合会に委託し、点検しております。点検実施結果では、レセプトに過誤が認められ、医療機関に返戻したものが9,667件、軽微な補正を行った事項修正が242件で計9,909件でございます。

また、査定後に医療機関等から内容に不服申し立てがあり再審査し、やはり減額されたものが、3万586件、その金額では1億1,000万円ほどでございました。

(3) 医療費通知事業では、健康に対する認識を深めていただき、医療制度の健全な運営に資するために(年3回)、全被保険者を対象に実施しております。

(4) のジェネリック医薬品利用促進差額通知事業は平成23年度からの実施で、年2回の通知に取り組んでおります。その結果は数量ベースで31%を超え、昨年度の国の発表時点では全国6位。効果額の試算にも取り組み、平成23年8月から平成25年1月までの18か月の累積効果額は約3億円と推計しております。

次に11 長寿医療懇談会ですが、本県の後期高齢者医療広域連合の運営が円滑になるよう広く意見をいただくために昨年9月に開催いたしました。

次に12 市町村後期高齢者医療事業に対する補助事業ですが、この中で特に、長寿・健康増進事業では高齢者死亡理由の第3位である肺炎を予防する、肺炎球菌の予防接種に34市町村が取り組んでおります。本年度からは全市町村から取り組んでいただける予定です。

以上、「平成24年度主要な施策の成果報告書」の説明を終了いたします。

決算については、説明員を交代いたします。

○会計管理者(設楽和由君) 議長。

○議長(蒲生光男君) 設楽会計管理者。

○会計管理者(設楽和由君) 会計管理者の設楽でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、平成24年度山形県後期高齢者医療広域連合・一般会計、及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに「一般会計・歳入歳出決算・事項別明細書」についてご説明申し上げます。

まず、歳入をご説明申し上げます。1款 分担金及び負担金でございますが、これは、市町村からの事務費負担金であり、予算現額6億3,000万6,000円に対し、調定額、収入済額とも同額となっております。

次に、2款 財産収入でございますが、これは、基金利子収入で、収入済額は17万1,380円でございます。

次に、3款 繰越金でございます。これは平成23年度からの繰越金であり、収入済額は、5,209万1,102円でございます。

次に、4款 諸収入でございます。1項 預金利子の収入済額は、4万7,396円、2項 雑入につきましては、収入済額、40万1,050円となっております。

以上、歳入合計につきましては、予算現額6億8,286万4,000円に対し、調定額は6億8,271万6,928円であり、収入済額も同額でございます。不納欠損額、収入未済額はございませんでした。

続いて歳出についてご説明申し上げます。1款 議会費につきましては、支出済額は、52万8,867円となっております。

次に2款 総務費でございます。1項 総務管理費の支出済額は、2億2,385万601円であり、1,077万4,399円の不用額となっております。不用額の主なものは、派遣職員人件費の減でございます。2項 選挙費、3項 監査委員費でございますが、支出済額は、それぞれ2万4,000円と

7万8,327円となっております。

次に、3款 民生費でございますが、支出済額は、3億9,051万5,656円でございます。5,193万6,344円の不用額でございますが、特別会計への事務費繰入金が見込を下回ったためでございます。

次に、4款 予備費でございますが、予算現額500万円に対して、支出はありませんでした。

以上、歳出合計では、予算現額、6億8,286万4,000円に対して、支出済額は、6億1,499万7,451円であり、6,786万6,549円の不用額でございました。

続きまして「後期高齢者医療特別会計・歳入歳出決算事項別明細書」についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。1款 分担金及び負担金、1項 市町村負担金でございますが、これは、市町村で収納した保険料並びに医療給付に対する市町村の負担金であり、調定額、収入済額とも同額の、223億249万4,649円となっております。

次に、2款 国庫支出金でございます。1項 国庫負担金につきましては、収入済額は、357億9,034万1,827円でございます。医療給付に対する国の負担金が、実績を上回った額での交付となったことなどから、予算額に比べ約9億5,000万円の増となっております。2項 国庫補助金につきましては、収入済額は、151億997万5,966円でございます。1目 調整交付金で、広域連合間における所得の格差是正のために交付される普通調整交付金が見込みを下回ったことなどから、予算額に比べ約5,500万円の減となっております。

次に、3款 県支出金、1項 県負担金でございます。収入済額は、114億7,799万2,645円となっております。医療給付実績が見込みを下回ったため、予算額に比べ約4億2,000万円の減となっております。2項 県財政安定化基金支出金でございますが、収入済額6億8,670万4,000円となっております。

次に、4款 支払基金交付金でございますが、収入済額は、569億6,041万4,000円でございます。こちら、医療給付実績が見込を下回ったため、予算額に比べ、約16億4,000万円の減となっております。

次に、5款 特別高額医療費・共同事業交付金でございますが、収入済額は、1,962万2,931円でございます。

次に、6款 繰入金、1項 一般会計繰入金でございますが、これは、一般会計からの事務費繰入金で、収入済額は、3億9,051万5,656円でございます。電算処理システム運用業務委託料など医療給付に伴う事務経費が見込を下回ったため、予算額に比べ、約5,200万円の減となっております。2項 基金繰入金でございますが、収入済額は、11億991万8,336円でございます。保険料の軽減額が見込みより少なかったため、繰入必要額が減少したことにより、予算額に比べ約4,000万円の減となっております。

次に、7款 繰越金でございますが、これは平成23年度からの繰越金であり、収入済額は、23億8,503万8,140円となっております。

次に、8款 諸収入、1項 延滞金、加算金及び過料につきましては、93万8,715円、2項 預金利子につきましては、520万4,207円の収入済額でございます。3項 雑入でございますが、収入済額は1億3,616万1,657円となっております。2目 返納金中、収入未済額が1万5,042円でございます。これは、所得の修正申告等があり、医療機関窓口で支払う自己負担割合が、さかのぼっ

て1割から3割に変更なったため、保険給付した分を本人から返納してもうものですが、年度内に返納されなかったことから、収入未済額となったものがございます。

以上、歳入合計では、予算現額1,476億866万1,000円に対し、調定額1,463億7,533万7,771円、収入済額1,463億7,532万2,729円、収入未済額1万5,042円でございます。不納欠損額はございませんでした。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。1款 総務費、1項 総務管理費は、支出済額4億2,546万7,187円となっており、4,877万8,813円の不用額でございます。不用額の主なものとしては、委託料では、電算処理システム運用業務委託などの減、償還金利子及び割引料では、一時借入の必要がなかったことから借入利息が全額不用となったこと、などによるものがございます。

次に、2款 保険給付費、1項 療養諸費は、支出済額1,358億275万2,295円となっており、53億6,172万1,705円の不用額でございます。主なものとしては、1目 療養給付費で、診療報酬等の請求が見込みを下回ったためでございます。次に、2項 審査支払い手数料は、支出済額4億5,176万2,341円でございます。788万7,659円の不用額でございますが、レセプトの件数等が見込みを下回ったためでございます。3項 高額療養諸費でございますが、支出済額は10億9,726万9,041円であり、1億6,994万6,959円の不用額でございます。次に、4項 その他医療給付費、1目 葬祭費でございます。申請が見込みを上回ったため、2款1項1目 療養給付費から1,430万円を流用し、支出済額は5億7,975万円となっております。

次に、3款 県財政安定化基金拠出金は、支出済額1億1,600万円となっております。

次に、4款 特別高額医療費・共同事業拠出金でございます。支出済額は、1,606万1,707円となっております。

次に、5款 保健事業費は、支出済額、2億6,887万6,965円でございます。9,091万4,035円の不用額でございますが、健康診査等の受診者数が見込みを下回ったためでございます。

次に、6款 基金積立金でございます。支出済額は、9億7,689万788円で、国からの円滑運営臨時特例交付金を全額積立てたものがございます。

次に、7款 諸支出金でございます。支出済額は、10億7,558万1,487円であり、149万7,513円の不用額でございます。主なものとしては、1目 保険料還付金の請求が見込みを下回ったためでございます。

次に、8款 予備費でございます。予算現額11億1,730万2,000円に対して、支出はありませんでした。なお、予備費は、平成25年度の保険給付費の財源として活用見込みの、11億1,230万2,000円が主なものとなっております。

以上、歳出合計は、予算現額1,476億866万1,000円に対して、支出済額は、1,408億1,041万1,811円であり、67億9,824万9,189円の不用額でございます。

次に、「実質収支に関する調書」でございます。

まず、一般会計でございます。3 歳入歳出差引額は、6,771万9,000円、4 翌年度へ繰り越すべき財源は、ありません。結果、5 実質収支額につきましては、6,771万9,000円となりました。

なお、この全額を、翌年度に繰越しするものがございます。

次に、特別会計でございます。3 歳入歳出差引額は、55億6,491万1,000円、4 翌年度へ

繰り越すべき財源は、ありません。結果、5 実質収支額につきましては、55 億 6,491 万 1,000 円となりました。なお、この全額を、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、「財産に関する調書」でございますが、1 公有財産、2 物品、3 債権については、該当ございません。4 基金では、(1)「後期高齢者医療制度・臨時特例基金」でございますが、これは、保険料軽減等に係る財源として、国から交付された、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てたものでございます。前年度末現在高は、15 億 4,283 万 859 円でございます。

「決算年度中・増減高」1 億 3,285 万 8,550 円の減の内訳ですが、新たに積み立てた金額は、国からの交付金及び預金利子の合計の 9 億 7,705 万 9,786 円、基金の目的に沿って取り崩した金額は、11 億 991 万 8,336 円、となっております。この結果、平成 24 年度決算年度末・現在高は、14 億 997 万 2,309 円となっております。

次に(2)の財政調整基金でございますが、これは、突発的なシステム改修などに備え、平成 21 年 2 月の定例議会でご承認をいただき、平成 19 年度市町村事務費精算金の一部を、積み立てたものでございます。前年度末現在高は、953 万 1,840 円でございます。

「決算年度中・増減高」の内訳ですが、預金利子 2,382 円を新たに積み立てたものとなっております。この結果、平成 24 年度、決算年度末・現在高は、953 万 4,222 円となっております。

以上で、一般会計、特別会計の歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（蒲生光男君） 次に監査委員職務執行者より決算審査の報告をお願いいたします。

○監査委員職務執行者（安達重晴君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 安達監査委員職務執行者。

○監査委員職務執行者（安達重晴君） ただいま上程されました議第 7 号 平成 24 年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定及び、議第 8 号 平成 24 年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に係る審査につきまして、ご説明いたします。

決算審査につきましては、6 月 7 日付けで、広域連合長より決算書及び付属書類等の提出があり、審査をいたしました。審査にあたりましては、第 3 審査の方法に記載のとおり実施いたしました。審査の結果、審査に付された各会計の決算及び証書類、政令で定めるその他書類は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であり、予算の執行状況についても、おおむね適法かつ適正に執行されているものと認められました。

また、各基金は、それぞれの設置の目的に沿って運用されており、計数は正確で、その執行は適正と認められました。

決算の概要については、先ほどの事務局からの説明のとおりでありますので省略いたします。

後期高齢者医療制度における医療費については、年々上昇が続いており、レセプト点検、ジェネリック医薬品利用啓発等の医療費適正化事業を引き続き積極的に推進されるよう望みます。

また、高齢者が安心して暮らせるよう、関係市町村はもとより、医療関係者、県などの関係機関と密接な連携を図り、後期高齢者医療制度の更なる充実を要望し、決算審査の意見といたします。

○議長（蒲生光男君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○16番（富樫透君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 富樫議員。

○16番（富樫透君） ジェネリックの関係についてお聞きしたいと思いますが、ようやく形が見えてきたというか18か月で3億円という素晴らしい成果があったのかなとは思っていますが、今後全国で6位、東北で2位という数字の中で、目標値の今後の見通しをどのように見立てているのか、お聞きしたいと思います。一方で、健康診査の受診目標というのが全国平均を下回っている中で、具体的な目標値はどれくらいに置くのか。前年比0.63%増とはなっていますが、まだまだ全国の平均値には届いていない状況なので、どれくらいを目標に今後やられていくのか、あるいは具体的にこの決算の期間の中ではこういう努力はしたんだけど届かなかったんだという中身があれば教えていただきたいと思います。

○事業課長（長瀬吉徳君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 長瀬事業課長。

○事業課長（長瀬吉徳君） わたくしの方からジェネリック及び健康診査のことについてお答えいたしたいと存じます。ジェネリックにつきましては、18か月で3億円ということで、非常に成果があったのではないかと感じております。今後の目標値についてですが、今年になりまして国の方から数量ベースということでございますが、ヨーロッパ先進国並みの6割という目標が示されております。5年間ということでございまして具体的な数字が出てきたと思っております。

また、県におきましても第2期の医療費適正化計画の中でより一層の促進を図るということで、広域連合としましても、より一層のPRに努めながら促進を図っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、健康診査の受診関係ですが、目標の受診率は22%にしております。この率は、平成19年当時の老健法時代の県内の平均受診率の数値でございます。その後、一般の方の健診と違う形で健診が取り組まれるようになった関係で受診率が落ちてまいりました。そういったことを踏まえ、平成23年度からは、一般の方の健診内容とほぼ同じ状況に戻しまして受診率の向上という取組みを行っております。

また、今年の7月はじめに東北厚生局からの助言勧告がございまして、その中でも先ほど申し上げましたように庄内地方で大変取り組みが進んでいて先進事例があるということで、そういった事例を全県に広めていただいて健診の受診率のアップに繋げていただければといったご指摘をいただきました。そういったことを踏まえ、これから先進事例について調査をし、各市町村に紹介を申し上げることにしております。

また、平成26年度、平成27年度につきましては、市町村の担当者レベルでも検討いただいております。

まして、議論の中で、どういった形で経費負担等をしながら受診率を上げる方法がとれるかを検討中というところまで、その内容につきましては、まだ明らかにする段階ではございませんが、現在検討を行っている状況でございます。

○16番（富樫透君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 富樫議員。

○16番（富樫透君） まず受診率の関係から申し上げますが、せめて全国平均23.25%位を目標にさせていただいた方がいいのではと思っていますので、意見として申し上げておきます。いろいろ政策の中で市町村との連携等々もあると思いますので、庄内地区の平均だけで29%行っているのに、全県にこの方式が行けば3割近い数字に達するのではないかという期待値を込めて、まずは、連携を十分にやっていただきたいと思います。

またジェネリックの関係でいけば6割ということですので、なぜ山形県がこれだけの数値をあげられたのかをもう一度検証されて、5年といわず3年くらいで達成できるよう、一緒に協力していければと思っています。まずは要望として申し上げます。

○議長（蒲生光男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。議第7号及び議第8号について、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議第7号及び議第8号は、原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第8 議第9号 及び 日程9 議第10号

○議長（蒲生光男君） 続きまして、日程第8 議第9号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）、及び日程9 議第10号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、関連がありますので一括して議題といた

します。

提案理由について、説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

#### 提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第9号及び議第10号につきまして、ご説明申し上げます。

議第9号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ6,771万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ6億811万5,000円とするものであります。

議第10号 平成25年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ44億5,260万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を、それぞれ1,535億545万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（佐藤浩之君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 佐藤事務局次長。

○事務局次長（佐藤浩之君） それでは、議第9号 平成25年度 山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。お手数ですが別冊の、平成25年度歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

歳入補正につきましては、3款 繰越金、1項 繰越金に6,771万9,000円を増額計上しております。これは、平成24年度の決算認定に伴いまして、前年度の歳入歳出差引額と本年度の繰越金を同額にしようとするものでございます。

歳出補正につきましては、2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費に6,771万9,000円を増額しております。平成24年度の事務費にかかる市町村負担金の、精算に伴う返還金としての計上でございます。

一般会計補正予算につきましては、以上でございます。

議第10号 特別会計補正予算（第1号）につきましては、説明員を交代させていただきたく存じます。

○事業課長（長瀬吉徳君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 長瀬事業課長。

○事業課長（長瀬吉徳君） 引き続きまして、議第10号 平成25年度 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入補正でございますが、7款1項1目 繰越金に44億5,260万8,000円を増額補正しております。これは、平成24年度の決算認定に伴いまして、前年度の歳入歳出の差引額と本年度の繰越金を同額にするためでございます。

続きまして歳出補正でございますが、7款1項3目 償還金に、30億9,583万9,000円を増額しております。これは、平成24年度と平成23年度の療養給付負担金の精算に伴う、国・県・支基金・市町村への返還金でございます。

8款1項1目 予備費に13億5,676万9,000円を増額しております。これは、歳入の繰越金の増額と歳出の償還金の増額の差額の計上でございます。この中には、平成24年度の療養給付負担金の精算に伴う市町村への返還金4億2,586万5,002円が含まれております。

以上で議第10号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を終了いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（蒲生光男君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議第9号及び議第10号は、これを原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。議第9号及び議第10号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議第11号

○議長（蒲生光男君） 続きまして、日程第10 議第11号 山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

### 提案理由の説明

○**連合長（市川昭男君）** ご説明申し上げます。議第11号につきまして、広域連合の監査委員につきましては、山形市で代表監査委員を務めます、中村 一明 氏を選任することについて、広域連合規約第17条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。原案のとおり、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**議長（蒲生光男君）** それでは、議案に対する質疑を。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。  
これより、討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議第11号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。  
よって、議第11号については原案のとおり同意することに決しました。  
なお、地方自治法第119条の3の規定により、中村監査委員を代表監査委員と定めます。

---

### 日程第11 議第12号

○**議長（蒲生光男君）** 続きまして、日程第11 議第12号 山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

なお、地方自治法第117条の規定により、関係議員は退席をお願いいたします。

（鏑水 一美 議員除斥）

提案者の説明を求めます。

○**連合長（市川昭男君）** 議長。

○**議長（蒲生光男君）** 市川連合長。

### 提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ご説明申し上げます。議第12号広域連合の監査委員の選任につきまして、広域連合の監査委員のうち、広域連合議会議員であるものにつきましては、鏝水 一美 議員を選任することについて、広域連合規約第17条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

原案のとおり、ご同意いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（蒲生光男君） それでは、議案に対する質疑を。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議第12号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議第12号については原案のとおり同意することに決しました。

（除斥の解除）（中村 一明 代表監査委員、鏝水 一美 議員の着席を確認）

---

○議長（蒲生光男君） 以上で、今定例会に付議されました議案の審議はすべて議了しました。

ここで、安達 重晴 前代表監査委員、新たに監査委員となりました、中村 一明 代表監査委員、鏝水 一美 監査委員より発言を求められておりますので、これを許可します。

○前代表監査委員（安達重晴君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 安達前代表監査委員。

○前代表監査委員（安達重晴君） このたび、6月30日をもちまして監査委員を退任いたしました。皆様方には温かいご指導とご鞭撻を賜りまして、おかげさまで本日を迎えることができました。心から厚く御礼を申し上げます。山形県後期高齢者医療広域連合のますますのご発展と皆様方のます

ますのご健勝をご祈念申し上げまして、簡単ですが御礼のあいさつとさせていただきます。

○議長（蒲生光男君） 代表監査委員としてのご尽力、誠にありがとうございました。

○代表監査委員（中村一明君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 中村代表監査委員。

○代表監査委員（中村一明君） ただいまは監査委員の選任につきましてご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。職責を精一杯努めてまいりますので、皆様方のご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

○議長（蒲生光男君） 代表監査委員としてご尽力いただきますようお願いいたします。

○監査委員（鎌水一美君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 鎌水監査委員。

○監査委員（鎌水一美君） ただいまは本定例会の中で、中村代表監査委員ともども監査委員にご同意を賜りました、山形市議会出身の鎌水一美でございます。皆様方のご指導ご理解を賜りながら、代表監査委員ともども精一杯頑張ってまいりたいと存じますのでよろしくお願いを申し上げ、あいさつとさせていただきます。

○議長（蒲生光男君） 監査委員としてご尽力いただきますようお願いいたします。

○議長（蒲生光男君） 閉会にあたり、広域連合長より、発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（蒲生光男君） 市川連合長。

#### 広域連合長あいさつ

○連合長（市川昭男君） 本日、定例会にご提案いたしました各案件につきまして、慎重なるご審議を賜り、心より感謝申し上げます。

安達前代表監査委員におかれましては、広域連合へのご尽力誠にありがとうございました。

「社会保障制度改革国民会議」の設置期限が、残り一か月を切り、近々制度の将来像が示されることになると思われますが、今後も制度をしっかりと運営し、高齢者が安心して健康な生活ができる

よう、医療の確保に努めてまいりたいと存じますので、皆様には更なるご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（蒲生光男君） これをもちまして、平成25年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会 定例会を閉会いたします。議事運営に際しまして、ご協力を賜り心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

午後3時02分 閉会

---

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 蒲生 光男

署名議員 菅井 儀一

署名議員 富樫 透